

2資第 48 号の 3
令和 2 年（2020 年）5 月 15 日

（一社）長野県資源循環保全協会会長 様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

本部長 阿 部 守 一

当県における緊急事態宣言の解除等を受けた新型インフルエンザ等対策
特別措置法第 24 条第 9 項に基づく感染防止策の徹底等について（依頼）

日頃は、長野県の環境行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止対策等に格別の御高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策について、政府対策本部長は、令和 2 年 5 月 14 日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 32 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項第 2 号に掲げる新型インフルエンザ等緊急事態措置（第 46 条の規定による措置を除く。）を実施すべき区域を変更し、本県を含む 39 県の緊急事態宣言を解除しました。

しかしながら、引き続き緊急事態宣言が発令されている 8 都道府県においては、減少傾向は見られるものの、相当数の新規感染者が発生しており、未だに県外からの感染リスクは低下しておりません。

本県ではこうした状況を踏まえ、5 月 15 日に開催した新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議で、これまで実施してきた法第 45 条第 1 項に基づく外出自粛等の緊急事態措置を見直し、改めて法第 24 条 9 項に基づき特定警戒都道府県への移動及び往來の自粛を要請するとともに、引き続き、施設に対する適切な感染防止策の徹底を要請すること等を決定しました。

つきましては、このことについてご賢察いただき、改めて貴会会員や会員企業の従業員に対し、下記内容について周知していただくようお願いいたします。

なお、国の動向及び今後の県内の感染の状況等によっては、要請等の内容を見直す場合がありますので、ご承知おきください。

記

1 要請内容

(1) 特定警戒都道府県※への移動及び往来の自粛

※北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県の8都道府県

(2) 適切な感染防止策の徹底の継続

2 STAY信州の取組等へのご協力について

5月31日までの間においては、特定警戒都道府県への移動・往来の自粛を要請しておりますが、外出に際しては、「人との接触機会の低減」（在宅勤務、時差勤務の推進等を含む）、「人と人との距離の確保」、「人と会話する際のマスク（布マスク等で可）着用」、「訪問先での換気の徹底」などを行ってください。また、5月31日までの期間においては、遠出は避け、基本的には身近な地域内に留まり、感染リスクの低い活動から行っていただく「STAY信州」の取組にご協力ください。

3 感染防止対策の徹底及び「新たな生活様式」に対応した営業について

引き続き、感染防止策の徹底をお願いし、いわゆる「新たな生活様式」に対応した営業を行うことができるよう準備を進めてください。その際、別添「新型コロナウイルス感染症・感染防止対策の徹底のための留意点について」を参考としてください。

また、国の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した基本的対処方針では、今後の持続的な対策を見据え、専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることとされております。

業種別ガイドライン一覧を添付しますので、取組の推進にご配慮ください。

なお、一覧に記載のある（一社）日本環境衛生センター及び（公財）日本産業廃棄物処理振興センターのガイドラインは、本日、令和2年5月15日付け2資第78号「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本的対処方針の変更及び業種ごとの感染拡大防止のためのガイドラインの策定について」通知でもお送りしています。

環境部資源循環推進課

（課長）伊東和徳 （担当）久保田康子

電話 026-235-7181 F A X 026-235-7259

Eメール junkan@pref.nagano.lg.jp